

芳賀・宇都宮L R T開業記念 祝福事業
「芳賀・宇都宮L R T開業記念ロゴマーク」及び「ライトライン提供画像・イラストデータ等」
使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芳賀・宇都宮L R T開業記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が権利を保有する「芳賀・宇都宮L R T開業記念ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）及び「ライトライン提供画像・イラストデータ等」（以下、「提供画像」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ロゴマーク及び提供画像は次の各号に定める目的で使用することができる。

- (1) 芳賀・宇都宮L R Tの開業を祝福する旨の周知広報
- (2) 芳賀・宇都宮L R T開業記念事業の機運醸成を図る取組
- (3) 上記のほか実行委員会が認めるもの

2 前項を目的とした場合、営利・非営利を問わず芳賀・宇都宮L R T開業記念として製造、頒布、販売するグッズ、物品、パッケージ等に用いることができる。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマーク及び提供画像を使用する場合、あらかじめ規定の使用申請フォーム（※1）から、実行委員会が別途ホームページ（※2）にて指定するスケジュールに基づき、実行委員会に申請し承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 芳賀・宇都宮L R T事業の事業主体である宇都宮市・芳賀町・宇都宮ライトレール株式会社が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (4) 上記のほか実行委員会が適当と認めた場合

※1 <https://u-movenext.net/commemorative-opening/form>

※2 <https://u-movenext.net/commemorative-opening>

(使用承認基準)

第4条 実行委員会は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可書（様式第1号）によりロゴマーク及び提供画像の使用を承認するものとする。この場合において実行委員会が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 第2条各号の目的以外で使用される場合
- (2) 実行委員会の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (3) 特定の個人、政治、思想又は宗教活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (5) 宇都宮市暴力団排除条例の趣旨に反し暴力団を利するおそれがある場合

- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (7) 上記のほか実行委員会が不相当と認める場合

(ロゴマーク及び提供画像の使用料)

第5条 ロゴマーク及び提供画像の使用料について、使用期間内は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、第4条より実行委員会が付する条件がある場合は、その条件に従うこと。
- (2) ロゴマークについては、別に定めるロゴマーク取扱マニュアルに従って使用すること。
- (3) 提供画像については、画像を修正・改変・編集・翻案しないこと。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある使用はしないこと。

(著作権の帰属)

第7条 ロゴマーク及び提供画像に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）その他一切の権利は実行委員会及び宇都宮市、芳賀町、宇都宮ライトレール株式会社のいずれかに帰属するものであり、使用者に譲渡あるいは移転するものではない。

2 ロゴマーク及び提供画像の利用に伴い発生した二次的著作物の権利は使用者に帰属し、使用者は、実行委員会から利用許諾の要請があったときは、利用許諾に応じるものとする。

(使用の報告)

第8条 第4条の規定に基づき承認を受けて使用した者は、イベント、キャンペーン、商品販売等の終了から2週間以内に報告書（様式第2号）を実行委員会に提出しなければならない。

(使用承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、新たに規定の使用申請フォーム（※）から、実行委員会に再申請し、許可書（様式第1号）によりその承認を得なければならない。

2 第3条から前条の規定は、前項の場合に準用する。

※ <https://u-movenext.net/commemorative-opening/form>

(販売商品の製造)

第10条 販売商品（販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるもの）を製造する場合は、第3条の規定とは別に、発売前に完成品を提出しなければならない。ただし商品の性質上の理由などにより、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、提出方法を決定することとする。

2 確認の結果、完成品が適正でないと判断した場合は、使用者に対して是正を求めることができることとする。

3 前項による是正に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 実行委員会は、ロゴマーク及び提供画像の使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められる場合、当該使用承認を取り消すとともに、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を指示することができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認の取消しのあった日以降、当該承認に係るロゴマーク及び提供画像を使用してはならない。

3 実行委員会は、使用者に対し、その使用が第6条に違反していると認められる場合その他必要があると認められる場合には、ロゴマーク及び提供画像の使用法その他について、変更又は使用中止を指示することができる。

(使用状況の調査)

第12条 実行委員会は、必要があると認める場合は、使用者にロゴマーク及び提供画像の使用状況について、報告させ、又は調査することができる。

(経費等の負担)

第13条 実行委員会は、この要領による使用承認等の申請及び報告に要した経費並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 実行委員会は、第11条第1項の規定に基づきロゴマーク及び提供画像の使用承認を取り消された者もしくは同条第3項の規定に基づき使用法その他の変更及び使用中止の指示を受けた者に生じる経費（回収、成果品の変更費用等）及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 実行委員会は、ロゴマーク及び提供画像の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事故、苦情等、係争等の処理)

第15条 ロゴマーク及び提供画像を使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

2 使用者は、ロゴマーク及び提供画像の使用に際し、第三者との係争等が生じた場合、実行委員会及び宇都宮市、芳賀町、宇都宮ライトレール株式会社と協力し対処し、具体的措置の方法、費用負担等について、その都度関係者において協議して決定すること。

(使用期間)

第16条 ロゴマーク及び提供画像を使用できる期間は、令和6年3月31日までとする。

第10条の規定に基づき承認された販売商品を、使用期間内を過ぎて販売する場合、使用料は有償とし、別途、ライセンサーである宇都宮ライトレール株式会社と著作物利用許諾契約を締結するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク及び提供画像の使用に関して必要な事項は実行委員会が別に定める。

(附則)

この要領は、令和5年6月2日から施行する。